

東洋學報 第參拾卷第貳號

昭和十八年五月

論說

康熙帝と典禮問題（二）

矢澤利彥

緒

言

- 一 康熙帝が關係する以前に於ける典禮問題
- 二 康熙帝が典禮問題に關係するに至つた動機
- 三 康熙帝の典禮觀（以上前號）
- 四 康熙帝と多羅使節

五 康熙帝と德理格（以上本號）

六 康熙帝と噶爾使節

七 使節羅馬派遣問題

八 紿票問題

結語

四 康熙帝と多羅使節

一六九九年、インノセント十二世によつて開催せられた支那典禮に對する調査會は、次いでクレメント十
一世が主催するに至つても、依然として決定の曙光を見ることが出來なかつた。さればこの論争が支那傳道

の上に及ぼす悪影響を慮んばかつた法皇は、同様の問題が恰も印度に生起したのを機會に⁽³⁾、使節を東洋に派遣して典禮の真相を調査せしめ、以て事態の解決を圖らんと決意した。かくしてこの使節に選ばれたものこそ有名なるド・ツールノン (Charles Thomas Maillard de Tournon 多羅) であつた。彼は歐洲に於ける名家の出で、當時未だ三十數才の若年であつたにも拘らず、その敬虔と誠實とは夙に法皇廳の認むるところであつた。法皇は一七〇二年七月二日、彼を使節に任ずると共に、アンチオケアの大僧正なる尊號を與へ、特派大使 (Légitat à latere) の資格を授けた。彼に委任された使命は單に典禮問題の調査に止まらず、成長しつつある東方天主教會と法皇廳との接近を圖り、且つ總司教を任じて、この方面で働く宣教師や司教の仕事を統轄せしめ、更に歐洲人の植民的勢力、特に葡萄牙のそれを出來得る限り妨害し、ひいては康熙帝をして法皇の所行は決して皇帝の大權をも満洲人の弱權をも危くするものでないといふことを得心せしむべきものであつた。⁽³⁾かくの如きツールノンの使命は、もとより葡萄牙人の承認を受け得ざること明かなるものであつたから、彼等の主張して已まざる傳道保護権を無視し、一七〇三年二月九日、ツールノンは十二名の僧と共に西班牙發の佛蘭西船に便乗して東方に向つて出發した。⁽⁴⁾同年の十一月六日、ポンディシエリーに到着した使節は、半歳以上の滞在の後、マラバール典禮問題を解決し、間もなくそこを發つてマニラに來り、一七〇五年四月一日、マカオに到着した。

これより先、羅馬に於いては典禮否認者の勢力が次第に有力なものとなり、法皇は遂にこの派の意見に壓倒されるに至つたから、一七〇四年十一月二十日、使節の報告も待たず、又一七〇〇年の康熙帝の支那典禮に關する上諭をも無視して、典禮を異端的なものと断じたインキジシオンの決議を認むるの勅令を發したの

である⁽⁵⁾。この勅令によつて天上帝等の文字の使用及び敬天なる文字を書した額の掲用は禁止され、祖先や孔子に對して行はれる犧牲・奉獻並びに牌位の尊崇等も又禁止された⁽⁶⁾。この勅令を發した法皇はそれを歐洲に施行するに先立つて⁽⁷⁾、直ちに支那にある使節の許に送り、告布を求めたから、こゝに使節來朝の使命は典禮の調査より變じて、典禮を否認する勅令の公布となつた譯である。

マカオに着いた使節は直ちに廣東に到り、北京へと急いだが、その間に於ける康熙帝の態度を物語る一條が「正教奉褒」に見えて居る。即ち

康熙四十五年五月二十七日、閔明我・安多・徐日昇・張誠、以教宗欽差大臣鑄羅、已抵廣東、繕摺奏聞、上節部行知廣東督撫、優禮款待、派員伴送來京、又遣兩廣總督之子、同張誠・蘇霖・雷孝思等、先期前往天津迎候。

とあるのがそれである。康熙四十四年五月二十七日は西暦一七〇五年七月十七日に當るから、四月二日にマカオに着いた使節のことが三ヶ月以上後れて天聽に達したことになる。同時に皇帝は彼等によつて使節がいかに高位の人であるかを知られたから⁽⁸⁾、その來朝の動機は何であれ、これを輕々に取扱ふべきでは無いと考へ、兩廣總督及び廣東巡撫に命じて鄭重なる待遇をなさしむると共に、護送の人員を定めて、使節北上の途次に過ちなからしめんと期したのである。ツールノンは運河を舟で天津まで來つたが、皇帝は豫め兩廣總督の子やデ・ルビヨン（張誠）以下の宣教師をこゝに派して、歓迎の意を表せしめたのである。

同じ「正教奉褒」は、使節入京後に於ける康熙帝の態度に就いて次のやうに傳へて居る。

十月二十九日、欽使抵京、駐西門内天主堂、上遣内大臣到堂問好、頒賜珍饌、十一月十六日、欽使覲見、

上賜坐、親執金樽賜酒、并賜筵宴、計金盃珍饈三十六色。

十月二十九日は陽曆十二月十四日である。西門内天主堂とは所謂北堂(キタノンゴト)で、佛蘭西系耶蘇會士の本據であつたことは周知のことである。皇帝はこの場所が宮殿に一番近く、且つ最も廣いから使節を住せしむるに適當であると考へて、彼をこゝに居らせることにしたのである。かくて帝は陽曆十二月二十四日、二人の役人を北堂に遣はし、使節來朝の目的を問はしめた⁽⁹⁾。これに對してツールノンは自己の使命とするところは皇帝が天主教會並びに宣教師に與へられた保護に關して、法皇の名に於いて感謝の意を表し、同時に北京の地に在支全宣教師の統率者を任じて、支那と羅馬との關係を圓滑ならしめるにあると答へた。帝はこの言葉を是認して全宣教師の統率者には朝廷に鮮くとも十年は在つて、その慣習に通じた者達の中より選ぶやうに諭するところがあつた⁽¹⁰⁾。

康熙四十四年十一月十六日は陽曆十二月三十一日である。この日使節は長い旅行の疲勞から病氣氣味であつたが、最初の謁見に應ずるため、これを押して登城したところ、帝は彼を玉座前に坐せしめて種々の珍品を與へ、再び使節來朝の目的を問うたから、彼が典禮否認勅令の公布といふ第一の使命を隠して、先に役人に語つたと同一の返答を行ふと、帝は又宣教師の統率者には朝廷に在ること久しき者の中より選ぶべきを命じ、暗に耶蘇會士ペレイラ(徐日昇)⁽¹¹⁾を以てそれに當つべきことを諭した⁽¹²⁾。使節はこれに對して、かゝる統率者の決定は自分の權能でなく、かゝつて法皇の一存にあると答へたのである。

使節が自己の最大の使命である一七〇四年の法皇勅令の公布と云ふことを皇帝に出來るだけ知られないやうに試みたことは、「康熙與羅馬使節關係文書」第三に、帝が多羅に對して「你起初來時、曾面奏過謝恩之外、

並沒有甚麼事」と言へと西洋人閔明我等に諭して居るのによつても知られるが、其他歐人の記録にもこのことが述べられて居る。⁽¹³⁾思ふにツールノンはこの勅令を輕々に中國の獨裁君主たる康熙帝の面前で發表したならば、忽ち自分が窮地に陥るべくを豫知して居たから、かくは彼の使命の一でもあり、且つ最も皇帝を刺戟するとの少い皇帝の天主教保護に對する謝意をのみ特に力説したのである。かくてツールノンのこの計畫は見事圖に當り、皇帝をして答禮使を羅馬に派遣する決意をなさしめるまでに至つたのである。しかも帝は使節の疲勞を思召して湯山温泉に於いて保養すべきを諭し、愛顧は次第に深まつた。

然るにやがてその馬脚が露はれる日が近付いた。ブルッカ一 (Brucker) 氏は

康熙帝はツールノンを款待し、極めて深い敬意を以つてこれを遇した。併し帝は恐らくツールノンの不注意よりしてであらうが、使節來朝の目的の一つが、基督教徒の典禮參加を禁止せしめることにあるを知るや、從來の待遇を更めた。⁽¹⁴⁾

と述べ、使節の不注意によつてその本來の使命が皇帝に知られるに至つたと見て居るが、私は寧ろ耶穌會士により、これが皇帝に告げられたものと見度い。彼等は最初使節の來朝が先に自分達によつて羅馬に送られた康熙帝の典禮に對する上諭に關係するものであると考へたから、その來朝を知るや、いちはやくこれを康熙帝に告げ、厚遇を與へられんことを乞うたのであつたが、時が進むと共に使節の眞の使命が知られるに至り、終に態度を一變することとなつた。⁽¹⁵⁾特に彼等をして憤慨せしめたのは、彼等が傳道の費用を得るために支那人に金を貸し、利子を取つて居たのを使節が發見して大いにその非を説いたことであつた。かかる感情上の衝突を誘因として耶穌會士は使節の行動を妨害すべくあらゆる努力をなすこととなり、先づ康熙帝に種

種の譏諷をなして、帝の使節に對する惡感情をそゝうたてんとするに至つた。その結果帝はツールノンが果して法皇の使節であるか否かを疑ふに至つた程である。耶蘇會士等に言はせれば、使節は葡萄牙王の信任状を持たぬからその統率の下に自分達が立たねばならない謂はれはないと云ふのである。ツールノンは耶蘇會士のかゝる舉動に頗る惱まされたから、皇帝の一舉一動は總て彼等の膳立によるものであると妄想し、彼等に對して甚だしく神經をとがらせた。即ち彼が耶蘇會士達に與へた手紙の中で「皇帝は兄等の奴隸である。彼は唯兄等が彼に與へた暗示に従つて發言し、行動するに過ぎぬ」と云つて居るのはこれを示すものに外ならぬ。

かくて康熙帝は薄々ツールノンの使命を氣づいて居たとこへ、陽曆六月十一日頃より使節の病があらたまり、前途が覺つかなく見えたから、終に同月の二十九日に帝は使節を宮中に招じ、支那の氣候が悪いことを口實にして歸國をすゝめた。使節は法皇の命を待たずして任地を離れるとの不可なるを辯じたが、帝は動かされる色がなかつた。使節はやむなく觀念して歸國の決意を固めるに至つた。⁽¹⁸⁾ 然るにその翌日に至つて情勢を一轉せしめるやうな事件が生じた。

一體耶蘇會士はツールノン來朝の本旨を知るや、一七〇六年一月、九十の資料を收めた文書を使節に提出し、支那典禮の真相に對する調査を願出で、以て使節に典禮の實相を知らしめることにより、これを全く迷信的なものであると斷するが如き勅令の公布を不可能ならしめようと計つたのであるが、使節はかゝる調査は反対者側の參加をまつて始めて行はれるべきものであると答へて、一應彼等との議論を避けたのであつた。かくの如き情勢の下に、使節より耶蘇會士の反対者として選ばれた者こそ、先に典禮否認の教書を發して大

セントセイションを捲起した有名なる福建の司教マーグロ（閔當）であつた。⁽²⁰⁾思ふにツールノンは自己の使命を遂行するには、支那の習俗に精通し、頑固に典禮否認の立場を護るマーグロの協力を受けるのが最も適當であると信じたものであらう。

ツールノンより招致を受けたマーグロは一七〇六年六月二十九日北京に到着した。これ實にツールノンが皇帝より歸國を諭された當日である。マーグロが北堂に入るや、恐らく耶蘇會士からこの報知を受けたと思はれる康熙帝⁽²¹⁾は、直ちに使をツールノンの許に派し、翌日再び參内するやう命じた。そこで翌三十日、使節が通譯のアピアニ（Ludovico Apiani）と共に登城すると、第一王子が新來のマーグロのことについて種々の調査を行ひ、殊に彼の支那學に對する知識の程度を質問するところがあつた。⁽²²⁾

翌七月一日、皇帝は二名の役人を北堂のマーグロの處に派し、孔子の教義の中に天主教の教理に合しないものがあるならば、それを指摘せよと云ふ旨を傳へしめた。マーグロはツールノンが皇帝の前ではなるべく宗教の話をしないで居ると云ふことを知つて居たから、豫め彼に相談すると、使節は支那の書籍の中から天主教教理に反する箇條を遠慮なく指摘してやれ、但しその際皇帝が出版した書籍には觸れるなと言つたので、マーグロは早速漢籍中から五十の抜萃を作り、これを兩分して、一は支那人の思想に關するもの、一は支那人の行為犠牲に關するものとした。彼はこの第一卷に於いて、これらの諸條は物の本源である一實在を認めるものに過ぎないから、全宇宙の創造者たる唯一永遠の神を認める天主教とは合致し難いものであると説き、第二卷に於いては天地山川等や、低級な諸創造者に犠牲を供することは到底天主教では許されないものであると述べたのである。⁽²³⁾

メーロよりこの文書を渡された役人が、これを既に熱河に向けて出發した皇帝の許に持つて行くと、皇帝はメーロの漢字に對する知識の乏しいことを宣し、この由を彼に傳へしめたが、愈々熱河に到着すると、七月二十六日にはメーロ以下の諸宣教師の來河を命じた。メーロが着くと、帝は先にツールノンに書かせて置いた、その法皇宛ての報告書を、獨力を以て漢文に譯すことをメーロに命じたが、彼は直ちに役人達の監視の下でこれを譯了した。翌日帝はメーロに謁見を賜ひ、典禮を是認すべきを說いた。併し彼れはこれに對して自己の良心は皇帝の意見に從ふことを拒む旨斷言した。この言葉は皇帝の側近者を怒らすに充分であつたから、彼等は口を揃へてメーロの頑固さを罵倒し始めたが、帝は彼等をなだめ、玉座の上に掲げられて居た四文字の額を指し、これを讀むことを命じた。然るにメーロは不幸にしてその中二字しか讀み得なかつた。この結果は皇帝をしてメーロの支那學に對する知識の程度を計らしめるに充分であつた。帝はかくの如く知識に乏しい者が、支那古來の思想・習俗を厚顔にも非難したのを知つて憤怒を禁じ得なかつた。⁽²⁵⁾ されば終に帝は八月二日の勅令を以てメーロをして北京の耶蘇會士の監視の下に、その住居内に同居せしめ、更に嚴重なる查問を行ふ旨を表明するに至つた。⁽²⁶⁾

康熙帝のメーロに對するこの惡感情は必然的にツールノンの上に波及した。⁽²⁷⁾ 卽ち先に一度歸歐を諭したけれども、メーロの來京によつてその強要をやめて居た康熙帝は、メーロ事件の結果、これ以上ツールノンを滯留せしめることは、徒らに事態を紛糾せしめるに過ぎないものであると云ふことを悟つたから、遂に八月三日、直ちに歸歐の準備をなすやう命じ、以て後禍を絶たんと計つたのであつた。かくの如き命に接したツールノンは、北京にあつては到底自己の使命を達成し難いと思惟し、同月の二十八日、潔よく離京し

て南下の途に就いた。ツールノン南下後に於ける康熙帝の態度を示すものは「康熙與羅馬使節關係文書」第三である。即ち

三月十六日、奏聞明我等帶信勑多羅等語、具奏、奉旨、教西洋人帶信與多羅說、你起初來時、國泰會說過謝恩之外、並沒有甚麼事、如今只管生事不已、我們在中國也不多、不在中國也不少、並無用着我們的去處、其必無關你當仰體皇上優待遠臣恩典、自今以後、再不可聽顏瑞等的言語、生事萬一皇上惱了、將我們盡行逐去、防怒

那时怎麽向好你後悔也遲了、不如聽我們的話、悄悄回去罷。

とあるのがそれであり、右文中、縦線の右に記した文字は、康熙帝自身の削改の文字である。中に顏瑞と見えて居るのは、言ふまでもなく閻當とも書かれるメーロのことである。然らばこの三月十六日とは、康熙何年のそれであるかと云ふに、陳垣氏は

何以知、此三月十六日、爲康熙四十五年、因多羅以康熙四十五年六月出京回澳門、此言不如聽我們的話、悄悄回去罷、知此時多羅尙未出京也。28

と稱して、康熙四十五年の三月なりと推定して居るが、私は輕々にこれに従ふことは出來ぬ。康熙四十五年三月十六日は陽曆一七〇六年四月二十八日である。前記の如くメーロが入京したのは六月二十九日のことであるから、彼が康熙帝より調査を受け、その不興を蒙つたのは勿論それ以後に當る。然るにその文書には「自今以後、再不可聽顏瑞等的言語云々」とあつて、この文書が作製された時には皇帝は既にメーロに就いて不快の感情を懷いて居たことは明白であるから、該文書は少くとも一七〇六年六月以後に出來たものと見なければならず、同年の四月と推定する陳垣氏の考へは當らない譯である。思ふに氏は「不如聽我們的話、

「悄悄回去罷」なる一條に拘泥して、この時ツールノンは未だ滯京中なりしものと見、その結果四十五年説を探らざるを得なくなつたものと思はれるが、私はこの一條を必ずしもツールノンの滯京を示すものと考へる必要はないと思ふのである。然らばこれをどう探るか。私説を述べる前に先づ北京出發後於けるツールノンの動靜を明かにして置かう。

西暦一七〇六年八月二十八日⁽²⁹⁾、北京を出發した使節は、途々種々の困難に遭遇しつゝ、同年十二月十七日、南京に着いた。彼が同地に滯在中、十二月十七日に康熙帝が發したメーロ追放給票等に關する勅令の内容が知らされるに至つたから、こゝに愕然として事の放置すべからざるを知つたツールノンは、愈々クレメント十一世の勅令を公布して在支宣教師の態度を統一する必要を痛感し、一七〇七年二月七日、參集した宣教師達の面前で、一七〇四年の法皇勅令の内容を盛つた一教書を發布した。かくて彼は三月十八日に南京を出發して、五月二十四日に廣東に到つた。然るに六月十九日には皇帝の使が來つてマカオに赴くことを求めたので、やむなく數人の宣教師と共に該地に到つたところ、皇帝の命を受けた葡萄牙人のために拘禁されてしまつた⁽³⁰⁾。かく見來つて試みに前掲第三文書を康熙四十七年以後の製作にかゝるものとすれば、ツールノンは一七〇七年六月（康熙四十六年五月）より、後述の如く一七一〇年六月異境に憤死するに至るまで、康熙帝の命を受けた葡萄牙人の手によつてマカオに拘禁されて居たのであるから、この命を發した皇帝自身が闇明我等に對して「不如聽我們的話、悄悄回去罷」とツールノンに書いてやれと云ふやうな旨を發する道理がなく、從つてこの比定の成立する餘地は存在しない。然らば殘るところは唯康熙四十六年（一七〇七年）一年のみである。康熙四十六年三月十六日は陽曆四月十六日であるから、使節が南京から廣東に向ふ間のこと

ある。蓋し「悄悄回去罷」なる句は陳垣氏の如く「北京より回去せよ」と解するのは誤りであつて、これは「中國より回去せよ」と解すべき文字である。

康熙四十六年三月十六日、閔明我等が手紙を送つてツールノンに勧告すると云ふ上奏が行はれたところ、帝は使節が始まれば謝恩のみを奏して何事をも語らなかつたに拘はらず、後種々の事件を惹起せしめたことを責め、速かに中國を退去するやう傳ふべきを諭したのである。更に同文書に「不可聽顏瑞等的言語」とか「如今只管生事不已」とあるのは、この時既に帝はツールノンが先に南京教書を發布したことを見つて居たのを示すものではなからうか。即ち使節が南京に於いて教書を發したのは二月七日であるから、それより一ヶ月以上を経た陰曆三月十六日（陽曆四月十六日）には當然そのことが康熙帝には知られて居てよいのである。かくの如く考へて來れば、前記の上諭が行はれるに至つた事情が明白となる。即ち皇帝は恐らく南京教書の發布を喜ばなかつた耶穌會士からであらう⁽³³⁾が、ツールノンが典禮否認の教書を發したことと聞いて大いに感情を害したから、適、闊明我が使節に勸告すると云ふ上奏があつたのを機會に、その心中を吐露して速かに中國を去るべきことを求めしめたのである。然るに後に至つて、それだけでは不充分であると感じたから、葡萄牙人等が使節に對して惡感を懷いて居るのを利用して⁽³⁴⁾、彼等に命じて使節をマカオに拘禁せしめ、先に帝が羅馬に遣した使の歸朝を待つて善處する決心をしたのである。併しツールノンの身體はこの使の歸來を待つまでもたなかつた。彼は一七一〇年六月八日、自己に與へられた使命を完遂することが出來なかつたことに對する限りなき愛憤を懷きながら、マカオの市に獨り淋しく死んで行つた。

なほ左に掲げる「康熙與羅馬使節關係文書」第五は恐らくツールノンが死んだ一七一〇年（康熙四十九年）

六月より少しく以前のものと推定せらるべあるのであらう。

趙昌等傳旨、與衆西洋人、多羅所寫奏本、擡頭錯處、字眼越分、奏摺用五爪龍、着地方官查問、再新來之人、若叫他們來、他俱不會中國的話、仍着爾等做通事、他們心裡也不服朕意、且教他們在澳門、學中國話語、以待龍安國信來時、再作定奪、爾等意思怎樣^如、欽此、衆西洋人聽見聖旨、即跪稱、皇上如此料理、是皇上大恩、我們萬萬想不到如此、我們實情甚難與多羅做通事。^至

何故ならば、中に見える多羅の奏本とは、*Memorie storiche della legazione e morte dell'Eminentiss.* Monsignor Cardinale di Tournon. 第一卷三一〇—三一一頁に、

この年（一七一〇年）の三月四日、使節は一書を廣東總督に送つて、自己が蒙りつゝある苦難に就いて報告し、然るぐれき救濟手段を探るやう嘆願するところがあつた。同時に使節は皇帝に宛てて、支那譯を附した一通の手紙を書き、自己の陞進と、大僧正帽を持つてやつて來た六宣教師のマカオ到着とを知らせ、この六宣教師中の三人は皇帝に奉仕するに足る數學・音樂・繪畫等の才を有して居ると述べた。この手紙は廣東の役人達を大變に困難な立場に陥らしめた。特にその主要な原因となつたのは法皇の名前が皇帝の名と紙の同じ高さのところに書いてあつたことと、手紙を皇帝の色である黄色の紙に書いたこととであつた。

と見えて居るツールノンが皇帝に宛てて書いたと云ふ手紙に相當するものであらうから、ツールノンはこの手紙で、皇帝に奉仕し得るに足る才能を持った三人の宣教師を推薦したといふことであるが、その宣教師が翌年皇帝の許しを得て入京したプロパガンデスト、ペドリニ（Pedrini 德理格）リバ（Ripa 馬國賢）フラー

ブル・ボン・デュール (Fabre-Bonjour 山遙瞻) の三名であることは疑ひない。蓋しツールノンは百方より抑壓を蒙つた結果として、もはや到底自己の使命を果し得ないと考へて居たところへ、歐洲より新しく多數の宣教師が來朝したので、彼等の中から最も優秀な者を撰んで皇帝に推薦し、彼等をして典禮問題監視の大役を果させようとしたものであらう。然るに彼は上奏文の書式に習熟して居なかつたので、法皇の名を皇帝に關する語句の場合と同じく、一段上げて記したり、奏摺に五爪龍を用ひたりしたため、前掲の如き康熙帝の諭旨が降されるに至つたのである。

ツールノン憤死の報が一度羅馬に傳はると、クレメント十一世は大いに悲しみ、法皇樞機員會の席上に於いて、信仰のために何事をも犠牲にして省みないツールノンの熱情を最大限の讃嘆を以つて稱揚したと云ふことである。思ふにツールノンは宗教家としての熱情と敬虔とに於いては確かに賞讃に値する點を有して居たが、惜しむらくは外交的手腕に乏しかつた。なる程、南京教書の發布によつて使命の一端を果したとは言へ、それは後に説く皇帝の給票政策によつて全く無價値なものと化し、唯在支宣教師をして徒らに去就に迷はしめたに過ぎなかつた。康熙帝はツールノンが必死の決意を以て試みた外交的策略の裏をかくことによつて、使節をして事典禮に關しては一指をも觸る能はざらしめ、終に彼をして異境に憤死するの餘儀なきに至らしめたのであつた。然らばツールノンの來朝は支那天主教會に如何なる影響を及ぼしたか。アントワーヌ・トマス（安多）の次の言葉はそれを充分に語るものと思はれる。

人々は今迄皇帝の前では口にしなかつた天主教の悪口を平氣で言ふやうになつた。皇長子がその尤なる一人である。佛教徒は勝利を叫び我が天主教が覆滅する託宣があつたと稱して居る。我が教の將來性は

疑問で、我等が嘗て經讀した法皇廳の權威の、おさや支那教會の上位な指図の眞じ輝かぶ持たない。

註

- 1 ジュゼッペ・カルダナル・カミーリー著「典禮問題」(La question des rites malabares) トキシカルス著。
- 2 フレデリック・ラサル著「就て北京の傳教」(Favret, A.; Pékin, histoire et description, p. 194 ト 1667年ト 1670年ト Thomas, A.; Histoire de la mission de Pékin, T. I, p. 177 ト 1668年ト 1670年ト
- 3 Latourette; K. S.; A History of Christian Mission in China, p. 141.
- 4 Jaun, A.; Die katholischen Missionen in Indien, China und Japan, S. 409.
- 5 Morant; L'épopée des jésuites français en Chine, p. 119.
- 6 Mémoires pour Rome, Sur l'état de la religion chrétienne dans la Chine avec le décret de nostre S. P. Pope Clément XI sur l'affaire des cultes chinois et le mandement de M. le Cardinal de Tournon sur le même sujet, pp. 163-6.
- 7 Catholic Encyclopedia, Vol. XIII, p. 39.
- 8 Choix des lettres édifiantes, T. II, p. 120.
- 9 Thomas; ibid. T. I, p. 181.
- 10 Huc; Christianity in China, Tartary and Thibet, Vol. III, p. 250.
- 11 Memorie storiche della legazione e morte dell' Eminentiss. Monsignore Cardinale de Tournon, T. I, p. 213.
- 12 Thomas; ibid. T. I, p. 181.
- 13 La verità e l'innocenza dei missionari della Compagnia di Gesù nella Cina, p. 65.
- 14 Catholic Encyclopedia, Vol. XIII, p. 39.
- 15 Moscheins, J. L. de; Authentic Memoirs of the Christian Church in China, p. 86.
- 16 Memorie storiche, T. II, pp. 38-55.
- 17 Morant; ibid., p. 121.
- 18 ハーベス・ハーバー著「支那の傳教」(Travels in China) 次の如く記して居る。私は嘗て午前十時から十二時までの間、皇帝に拜謁するを得た。私は二

を開くに先立つて挨拶と告別の辭以外は述べてならぬと暗に告げられた。私が言上し始めて「くぎりまで来る」と、帝は言葉を通りいで、それ以上は續かせなかつた。帝は機先を制して、支那の空氣は汝には悪いから歸つた方が好からうと言はれた。(中略)私は傳道の巡視が未だ終つて居ないし、又法皇の命を、若しそれが傳達されるものなら待ち度い(中略)と答へた。(中略)康熙帝は暫く考へて居られたが、再び私に歸るやうにと諭された。それからなほしばし問答を重ねたが、帝は終始考へを變へられなかつたから、最後に私は非常なる鄭重さを以て、陛下が私の滞在を許されず、歐洲に歸ることを特に命ぜられたるならば、やむなく然か致しませうと述べた。」

(*Lettres édifiantes et curieuses, écrites par des missionnaires de la Compagnie de Jésus, T. III, p. 171.*)

Morant; *Ibid.*, p. 123.

Thomas; *Ibid.*, T.I, pp. 183-4.

〔耶蘇會士はコノンの司教に就いて最初に皇帝に語つたのは、カルディナール(ツールノン)であると云ふことを仄めかして居るが、

(中略)皇帝並びに皇長子はカルディナールがそれに就いて口を開く以前に、既にコノンの司教並びに彼の北京到着の事實を知つて居た」云々稱する *Mémoires pour Rome*, p. 64. の記事は逆に耶蘇會士こそ最初にメーラーのことを皇帝に語つた者だと云ふことを表示する。

Thomas; *Ibid.*, T. I, pp. 188-9.

Mémoires pour Rome, p. 22.

Thomas; *Ibid.*, T. I, p. 190.

尤もヨックの如きは左の如く言ひて、文字問題を必ずしも皇帝がメーラーに對して懷いた惡感情の直接の動機とは見ないのである。「この國に於ける最も優れた學者である康熙帝は、司教が三・四の文字を読み得なかつたと言つて、別に驚きはしなかつたであらう。

何故ならば、帝は翰林院の學者と雖も自己が習熟して居ないものを讀む時には屢々字書の助けを借りることを知つて居たからである。帝は、メーラーの無智に驚くよりも、寧ろ彼が典禮を拒否してやまぬ精神力と、かかる問題に關しては聖廟の判断のみが效果を發得ると云ふ信念を頑固に示してやまぬ勇氣とに驚嘆したのである。司教の頑固さと、羅馬法皇權の自古と云ふことは、激情に陥り易い支那君主の誇りを傷つけ、支那典禮は天主教の信仰には反せざるものであると云ふことを相手に納得させるには不必要な罵音を發せしむるに充分であった。

26

北京に歸ることを命ぜられたマーグロはアビニア等と共に熱河を去り、八月十一日、北京に到着して耶蘇會士の住居に入った。併し間もなく彼はツールノンに扈從し來れる數名の宣教師と共に捕縛されて、皇長子の前に引立てられ、峻厳なる調問を受けた。その訊問の厳しさはマーグロをして死の恐怖を起さしむるに充分であったと言はれる。その調査の結果が耳に入るや、帝は典禮否認者を一掃する決心を固め、同年の十二月十七日、終にマーグロ等に追放を宣すると共に、所謂給票の上諭を降したのである。かくして皇帝差遣の兵に監視されながら、先づ廣東に送られ、マカオを経て佛蘭西に歸國した。一七〇八年、彼は法皇の命によつて羅馬に到り、

27

法皇よりその行動を賞されて數々の榮譽を與へられたが、總べてこれを辭退し、一七三〇年に死んだと云ふことである。

ツールノンの使命遂行の上に及ぼしたマーグロの影響をコルディエ氏は次の如く述べて居る。「マーグロは全くツールノンの惡魔であつた。彼がその鄙遠な住地にあつて得た経験は、ツールノンが北京に於いて彼に求めた役割を果すに充分な準備とは言へなかつた。彼の頑迷さこそ、アンチオケアの大僭正の失敗に大なる要素をなしたものである。彼の誠實はもとより否定し得ないが、彼の行動たるや、耶蘇會士を嫌惡する餘りに出たものと思へる節が乏しくない」(Cordier, H.; *Histoire générale de la Chine*, T. III, p. 328.)

「康熙與羅馬使節關係文書」影印本叢錄。

29

八月二十八日は、これを陰曆に直せば康熙四十五年七月二十一日である。陳垣氏はこれを六月として居る。氏が正確なるツールノン來朝の事情に通ぜることはこれを以てしても知られる。

30

Memorie storiche, T. VIII, p. 131.

ツールノンが離歐の際、リッポンを經由しなかつたことが、かゝる結果となつて現はれたのである。葡萄牙人はこれを以て彼等の特權を破るものと見、最初より使節に好意を示さなかつた。

Verita e l'innocenza.. p. 116.

Joly, L.; *Le christianisme et l'Extreme-Orient*, T.II, pp. 124-5.

34 33 陳垣氏は影印本叢錄に於いて「何以知、爲康熙四十九年、因其中有多羅所寫奏本擡頭錯處、字眼越分、奏摺用五爪金龍等語、據康熙四十九年閏七月十四日、兩廣總督趙弘燦奏報、多羅病故捐報、奉旨、爾等差人間哆囉、你國並無用五爪龍邊之理、皇字亦非爾等之話、種々違式與例不合、所言與此質同一事、故知爲康熙四十九年也」と述べて居るが、この推定は當つて居る。唯氏の引いて居る兩廣總督趙弘燦の奏摺或ひは皇帝の旨なるものは、何に據つたものか不明である。東華錄にも實錄にもこれに相當する記事は見えない。

五 康熙帝と德理格⁽¹⁾

徳理格とは伊太利フェルモの人テオドレ・ペドリニ (Theodore Pedrini) の漢名で、徳禮格或は徳里格・徳立格等と書く。西紀一六七〇年生れのラザリストで、ツールノンが支那に渡航するに當り、その隨員に選ばれたのが、不幸にして同行の機會を逸したため、後新大陸經由で極東に向はうとし、先づ南米に至り、次いでフィリッピンに來り、マニラに於いて伊太利よりツールノンに樞機官帽を與へるために來つたマッテオ・リバ (Matteo Ripa 烏國賢) 以下五名の宣教師と會し、一七一〇年一月三日マカオに到着した。時に彼が羅馬から北京への旅行に當然隨行すべき筈であつたツールノンは葡萄人によつてマカオに拘禁されて居たので、彼は極秘裡に擧げられた樞機官帽授與式に參列することが出來たが、ツールノンは間もなく（同年六月八日）その苦難多からし一生を終へたため、僅かに使節の臨終に侍するを得ただけで、彼のために何の働きもなすことが出來なかつた⁽²⁾。ツールノンはその臨終に先立つて、新に歐洲より到來したペドリニ (徳理格)・リバ (馬國賢)・ギヨーム・ファーブル・ポンデュール (Guillaume Fabre-Bonjour 山遙瞻)⁽³⁾の三プロバガンダストを御前に於いて使役せられるやう皇帝に推薦して置いたので、後皇帝の召しを受けた三人はマカオを發して京師に向ひ、一七一年二月五日無事北京に到着した。皇帝は直ちに彼等に謁を賜ひ、ポンデュールをして地方の測量を、リバをして宮殿の繪畫を、ペドリニをして音樂を、それぞれの才能に應じて擔當せしめたのであつた。ペドリニが爾後宮廷にあつて樂器の製作、西洋音樂の教授に盡力し、次第に皇帝の

愛顧を得るに至つた事情に就いては先に別の論文⁽²⁾に於いて少しく觸れたことがあるから、ここでは敢て説かず、以下典禮問題を中心とする彼と康熙帝との關係に就いて筆をすすめることとする。

一七一〇年九月二十五日、タレメント十一世は勅令を以てツールノンの南京教書が一七〇四年の法皇勅令に合致することを認め、該教書が法皇の勅書と同一の效力を持つ旨を宣言し、翌十月十一日には更に效果を確實にするためにドミニコ會・アウグスチヌ會・フランチエスコ會・耶穌會等の諸派の代表者をして新勅令に署名せしめた。この勅令と一七〇四年の勅令とは、一七一二年、山東省臨清州にあつた北京の司教デラ・キエサ (Della Chiesa) の命を受けた副司教カストラーノ (Castrano) によつて、正式に在北京宣教師達に通達せられたが、ペドリニとリバとを除いた他の宣教師は敢てこれを受けとらうとはしなかつたと傳へられて居る⁽³⁾。

而してこれらの勅令が支那に到來したと云ふ風聞はやがて典禮の擁護者たる耶穌會士等の暗躍によつて康熙帝の耳に達したのであつた。かくて帝は先づ趙昌をしてことの真否をペドリニ、リバ、ポンティュール三プロパガンダストに訊ねしめ、その事實なることが判明するや、次いで趙昌をして彼等三宣教師に左の如く諭せしめた。

利瑪竇が中國に來る以前には歐洲人で中華の土を踐んだ者は無かつたが、中國は常によく治まつた居た。數年前多羅が來つたが、彼は中國の習慣・教義其他を理解せざるにも拘らず、吾人が義務として行ふところの祖先崇拜に對して否定の言葉を放つた。吾々中國人は何故かゝる決定に服さねばならぬか。若し朕が法皇に對して天主崇拜を禁ぜしめるための使節を發したとしたら、果して法皇は心安らかなものが

あらうか。

これに對してリバが

法皇はこの國の德義的習慣を否認しようとするのではない。唯我が信仰に合致しないもののみを否認するのである。法皇は勿論全支那人を天主教徒とする力はないが、併し彼は自ら進んで我が神の捷を信ぜんと欲する者に對しては、彼等が我が信仰と背馳するやうな典禮の放棄をなすやう求めざるを得ないのである。

と答へたところ、趙昌は三宣教師に對して大いに罵言を加へたと云ふことである。⁽²⁾

この事件によつて康熙帝はペドリニが典禮否認者の一人であることを知つたと思はれるが、そのため特に感情を害したやうな模様はない。それのみか續く二年の間、皇帝の彼に對する寵愛は益々加はつたと傳へられて居る程である。併しその間皇帝はペドリニ等を使つて典禮問題解決のために或種の積極的對策を試みた。「康熙與羅馬使節關係文書」第六は即ちそれを示す史料である。先づ左にその全文を引かう。

德理格・馬國賈謹啓教化王教下、臣等已前雖屢奉書、未曾詳言、臣等西洋人在中國、皇上聖德俱一體同仁、不分何國何會、咸恩養榮耀、卽今中國隨奉大皇帝之各官各國之人、國不分内外大皇帝亦不分何國之人、但看其才能、授以官職、聖德恩養俱是一體、此乃臣等在御前五年、親眼所見者、太皇帝治國、並待各外國之人、俱如同一家、今中國之太平、亘古之皇帝、未有如今之大平也、臣等每蒙大皇帝詔對之際、每驚聖聰與人之不同、中國古書極多、無一背不背誦、西洋來書雖廣、無一不精通、反爲西洋人之師、中國書與西洋書、古人之所未及者、俱發明之、聖德聖學、可謂自古以來未有及大皇帝者也、西洋人之所聞者、不過

萬分之一耳、至于律呂一學、大皇帝猶徵其根源、命臣德理格、在皇三子・皇十五子・皇十六子殿前、^ム每日講究其精微、修造新書、此書不日告成、此律呂新書內、凡中國外國鐘磬絲竹之樂器、分別其比例、查算其根源、改正其錯訛、無一不備美、西洋人受大皇帝之恩深重、無以圖報、今特求教化王、選極有學問天文律呂算法畫工內科外科幾人、來中國、以効犬馬^ム、稍報萬一爲妙、前有書、求教化王、着人來中國、未知可曾寄到覽過否、前原說沙國安、回西洋去時、教化王預備幾人、與沙國安同來、後因沙國安不會同西洋去、此幾人竟未見來、求教化王、將所選之人、仍着他們速來中國、則臣感激不淺矣、臣等親聽得大皇帝旨意、云、中國供牌一事並無別意、不過是想念其父母、寫其名于牌上、以不忘耳、原無寫靈魂在其牌上之理、即如爾們畫父母之像、以存不忘之意同也、然畫像猶恐畫工有工拙、不如寫其名則無錯矣、至于敬天之字、亦不是以天即爲天主、乃是舉目見天、不能見天主、天主所造之物甚多、其大而在上者莫如天、是以望天存想內懷其敬耳、其艾若瑟所奉去之旨意、乃是朕下的真旨意、欽此、此書乃是奏過大皇帝、帶去者、求教化王、着人來時、即將教化王所欲寄之書帶來、一并奏大皇帝、爲此特啓。

この文書にも日附けがないから、内容に言及する前に先づそれから決定してかからなくてはならない。陳垣氏は影印本の敍錄に於いて、本文書の製作年度を康熙五十四年なりと断じ、次の如く述べて居る。

何以知爲康熙五十四年、因其中有臣等在中國御前五年之語、據北平西郊榔榔德理格墓碑、德理格以康熙五十年、奉召進京在御前、當爲康熙五十四年也。

要するに氏は文中の「在中國御前五年」なる句を北京に來つてから五年と云ふ意味に解し、ペドリニの來京は康熙五十年であるから、それから五年目の康熙五十四年に本文書の製作が行はれたものであると決めたの

である。陳垣氏の推定はそれだけで見ると至極尤もらしいが、馬國賢（リバ）日記の一七一四年十二月十八日の條に左の如き記事があるため、私はこれに承服することが出来ないのである。

余が宮殿から歸ると、ペドリニが語つて言ふには「大部以前から皇帝は編纂された或る音樂書の事を知らせるためと、先に否認された典禮の問題に關して法皇に手紙を書くやうに私に命ぜられて居た。彼はこの手紙をモスコ一經由で自ら法皇に送付するであらう。と云ふのは、露西亞から二年に一度宛來る隊商が今將に歸途に就かんとして居るからである。私は秘密が他に漏れることを怖れて、北堂外でこれを支那語に譯せしめたところが二ヶ月以上もかゝつた。今日は丁度誰も西洋人が宮中に來なかつたから、この手紙を役人の手を通して皇帝に提出したところ、帝は極めて注意深くそれを讀まれ、中で觸れてある支那の典禮について種々のことと述べて多くの訂正増補を行はれた。又皇帝は總べての人（プロバガンデストをも、耶蘇會士をも）同等に取扱つて居る旨を書き添へるやう希望された」と。⁽¹⁰⁾

試みに右文に於いてペドリニが執筆したとリバの傳へて居る信書と、前掲硃批文書との内容を比較するに、一見兩者の比定は容易である。即ち硃批文書に「毎日講究其精微、修造新書、此書不日告成、此律呂新書云云」とあるのは、日記に「皇帝は編纂された或る音樂書のことを法皇に知らせよと言はれた」と云ふのに一致し、硃批文書の終りに典禮のことが書いてあるのは、日記に「先に否認された典禮の問題に關して法皇に手紙を書くことを命ぜられた」とか、「帝は極めて注意深くそれを讀まれ、その中に觸れてある典禮について色々のことを述べられた」とあるのに符合する。又文書に「臣等西洋人在中國、皇上聖德俱一體同仁、并不分何國何會、咸恩養榮耀」とあるは、日記に「又皇帝は總ての人（プロバガンデストをも、耶蘇會士をも）

同等に取扱つて居ると云ふことを書き添へることを望まれた」とあるのに合致する。他方日記に「多くの訂正増補を行はれた」とあるのは、文書に加へられて居る皇帝の硃筆に當るものである。又日記には手紙がペドリニ一人によつて書かれた如くなつて居るのに、文書には「德理格・馬國賢謹啓」となつて居るのはちかしいやうであるが、皇帝がこの手紙にペドリニとリバとの署名を求めたと云ふ傳へによつて、兩者の比定は益々容易となる。かくして前掲硃批文書がリバの日記に一七一四（康熙五十三）年十二月十八日、ペドリニが皇帝に奉呈したと見える信書に外ならないものとすれば、この第六文書は康熙五十三年の製作にかかるものと判するが至當であらう。果して然ならば「在（中國）御前五年」なる句はいかに解すべきか。私は康熙帝が「在御前五年」なる原文に「中國」なる硃筆を加へて「在中國御前五年」と變へたことなどから推して、五年と云ふ語は嚴密にペドリニが北京に來つてからの年數を指すものと考へず、彼等が中國に來つた年、即ち康熙四十九年からの年數を言ふものと見たいのである。

併しながら私の推定を以て不確かであると考へるかも知れない人のために、本文書の製作年代を康熙五十三年と斷すべきいま一つの證據を示して置かう。今、第六文書を見ると「至于律呂一學、大皇帝猶徵其根源、命臣德理格，在皇三子・皇十五子・皇十六子殿下前、毎日講究其精微、修造新書、此書不日告成、此律呂新書内、凡中國外國鐘磬絲竹之樂器、分別其比例、查算其根原、改正其錯訛、無一不備美」と云ふ一條がある。中で「律呂新書」とあるものは何を意味するものであらうか。これは「修造新書」と云ふ句から考へて、恐らく音樂書の表題と見なすべきものではなく、ただ音樂に對する新らしい書と云ふ程の意味にとるべきであらう。かう考へて來て別の方から康熙帝勅纂の音樂書を探すと、かの著名なる「律曆淵源」三部作の一に

「律呂正義」なる書のあることを見出す。「律呂正義」は康熙帝の勅命により、その第三皇子和碩誠親王允祉を總裁として編纂された音樂書で、全五卷、上編二卷・下編二卷・續編一卷に分れ、上編二卷は「正律審音」と言ひ、音階に關する理論を述べたものであり、下編二卷は「和聲定樂」と言ひ、支那在來のあらゆる樂器の大小其の他を考證し、これらの樂器に上編に於いて述べた理論を適用したものであり、續編一卷は「協均度典」と言ひ、西洋音樂理論の説明で、五線譜其他の西洋音樂記號を用ひて居るものである。^{〔註〕}而して注意すべきはこの最後の續編一卷が葡萄牙人徐日昇、伊太利人德禮格兩人の手によつて編述されたとある點である。

康熙帝御纂の音樂書は「律呂正義」以外にはなく、德禮格即ちペドリニが編纂を助けた支那音樂書は又この書を除いて他には見當らない。この事實は第六文書に「律呂新書」とあるものが、實は「律呂正義」であることを語るものでなければならない。果して然らば前掲硃批文書は、文中に「修造新書、此書不日告成」なる句があるから、確かに「律呂正義」の作製が完了する以前に出來たものと認むべきであらう。「律呂正義」の編纂が終了したのは「康熙實錄」によれば康熙五十三年一月乙卯（十七日）である。これを西暦に直すと一七一四年十二月二十三日となる。そして「此書不日告成」とあるのであるから、第六文書はこの日よりも少しく以前に作られたに違ひない。然るにリバの日記によれば、ペドリニが法皇に送る文書を康熙帝に差出して御批を乞うたのは一七一四年十二月十八日のことだと云ふのである。それは丁度第六文書に「此書不日告成」とある句に全く合致する。「康熙與羅馬使節關係文書」第六は、いかにしても康熙五十三（一七一四）年の製作にかかるものと判すべしで、陳垣氏が五十四年と斷じたのは、例の如く西洋側史料を參照しなかつたことから生じた明かな過誤である。

さて本文書を康熙五十三年のものと断定し、康熙帝がその正文書を露西亞人の隊商に托して羅馬に送らしめようとしたと云ふことを考へ合せて來ると、玉井氏の所謂「紅票」（「康熙與羅馬使節關係文書」第九はその草稿）に「因此與鄂羅斯的人又帶信去」とある信書が、實はこの第六文書が刪改された後の正文書を指すものであらうと云ふ推察が成立つのである。蓋しこの文書はその内容に明かなるが如く、德理格・馬國賢の兩人が法皇に報告すると云ふ形式の下に、康熙帝が自己の典禮問題に對する意見を彼等に書かしめたものであつて、帝はこれを露西亞人の隊商に托して羅馬に送り、典禮問題解決の一助に資せしめようと圖つたのであつた。⁽¹²⁾

ペドリニに對する康熙帝の愛顧は法皇クレメント十一世が發布したかの有名なる勅書 Ex illa die の支那到來まで續いた。この勅書はクレメントが先に發布した一七〇四年・一七一〇年の兩勅令の主旨を更に強調したもので、支那天主教徒の典禮參加禁止はこゝに聖廳不動の方針となるに至つた。Ex illa die は一七一五年三月十九日に發布されたのであるが、やがてこれは翌年の八月十日に英國船によつて支那に齋された。⁽¹³⁾ この事實を知つた康熙帝は急遽使を廣東に遣はして勅書の複本を取上げしめようとしたが、使者が廣東に着いた時には、既に總べての複本は配付されてしまつた後であつた。併し間もなく耶蘇會士モラオ (Morao 穆敬遠) よりその内容に就いての報知を受けた康熙帝は、一七一六年十月三十一日（康熙五十五年九月十七日）、諸宣教師を御前に集め、滿・漢・羅三體からなる勅文に署名を命じ、これを歐洲に送つて、法皇勅書に對する或る對抗策を講じようとしたのであつた。この満漢羅三體よりなる勅文を印刷したものが、巴里國民圖書館や大英博物館に所藏されて居る紅印文書そのものであり、又「康熙與羅馬使節關係文書」第九がその

漢文の草稿であることは玉井是博氏の研究によつて既に明かにされた。氏はその研究に於いて本文書の内容及び形式に就き極めて詳細に論ぜられて居り⁽¹⁵⁾、且つそれは大旨正鶴を得て居ると考へられるから、本論文に於いては一切の考證を省略するが、要するに康熙帝はこの勅文に於いて自分が先に遣はした使節について未だ法皇が何等の意志表示を行はないにも拘らず、今又典禮禁止の勅書を送付し來つたことに對する忿憤の情を述べ、自分が派した使節の消息が明瞭になつてから、更めて勅書に對する何等かの行動に出でるであらうと云ふ旨を明かにしたのである。⁽¹⁶⁾

ペドリニが皇帝の不興を蒙り、典禮否認者たるの烙印を押されるに至つたのはこの勅文に署名すること、拒絶したがためである。玉井氏も述べて居られるやうに山東省臨清州にあつた北京の司教デラ・キエサの命を受けた副司教カストラーノが *Ex illa die* を布告するために北京に入つたのは實に一七一六年十一月五日（康熙五十五年九月二十二日）のことである。康熙帝は同七日趙昌を北堂に派してカストラーノを捕縛せしめ、翌八日には湯山温泉に於いてペドリニに謁を賜ひ、廷臣並びに衆西洋人の面前で先にペドリニが紅票に署名しなかつたことを難じた。ためにペドリニはやむなく署名のことを皇帝に誓ひ、翌日北堂に於いて署名した。次いで同月十二・十三日、彼は全西洋人と共に皇帝の面前に呼び出されて説諭を受けた。左に引く「康熙與羅馬使節關係文書」第七はこの謁見に關する記事である。

康熙五十五年九月二十九・三十日、上召德理格同在京西洋人等、面諭德理格云、先艾若瑟帶去論天主教的旨意、^[上稱]眞是朕的旨意、你寫去的書信與朕旨不同、一個這樣寫、一個那樣寫、斷然使不得朕的旨意只是
一樣、從沒有改、也斷乎改不的旨意、就是說論中國的規矩、你們若不跟着利瑪竇等行教、並利瑪竇以後二

西洋人

西

洋

人

說

問

題

百年來的人、你們的教傳不得在中國連、你們也留不得在中國、朕好幾次與你說多羅顏當的壞處、你爲何不將朕的旨意帶信與教化王去、爲何倒將相反的信寫與教化王、你這等寫、就是你的大罪、若朕以中國的法律開其口、經國、留國待你們、你們如之何、你壞了、你們的教殺了、衆西洋人不但現在的西洋人、並從前的西洋人、都被你害了、這就不是天主的意思、天主常引人行好、朕常聽的、金章魔鬼引人行不好、由不得他、這就是從魔鬼來的、羅馬教化王的告示、必定是假的、朕差往羅瑪府去的艾若瑟回時、朕自有定奪、德理格在天主前、發誓、這真是萬歲下的旨意、我新來到中國、不甚懂中國的言語法、不識中國的字義、不會同馬國賢商量、彼時若是我帶去的信、有與皇上旨意相反的話、是我錯寫了、如今教化王發告示來、中國斷斷行不得教。

トーマ(Thomas)氏は馬國賢日記によつて十一月十二日(陰曆九月二十九日)の謁見の模様を左の如く述べて居る。

十一月十二日、皇帝の命令で總べての西洋人が宮中に集つたところが、皇帝はペドリニに對して「この勅書は誰が持つて來たものか、いかにして傳はつたものか」と問はれた。ペドリニは「法皇がかくの如く典禮を否認した時には未だ私は支那に到着して居なかつた。典禮禁止の勅令が出たのは實に十二年前である。どうして新勅書が到來したかは私の知るところがない」と答へた。人々は先にメーフロは羅馬で、ペドリニは支那で、共に法皇を誘つて支那典禮を否認せしめたのだと皇帝に説いて居た。ペドリニは極力勅令が支那に傳はつた時に自分は未だ支那に到着して居なかつたと主張した。皇帝は話題を轉じて言はれるには「汝は多くの者を悩ました。法皇を騙して彼に真相を傳へなかつた。汝は屢々朕に典禮問題を語り、朕は汝に多羅と閏當の罪を說いた。が併し朕は未だ典禮問題に關する返答を汝に與へて居ない。

去年汝は典禮に關する上奏文を書いて朕に差出した。かくて皇帝は自ら入念に保存して置いたその上奏文を宦官達に命じてもらつてさせ、満座の中でこれを讀ましめた。その結果ペドリニの上奏文は多大の非難を蒙り、彼は甚だ困惑した。役人や耶穌會士はこの文書はペドリニとリバとが協力して作つたものに相違ないと考へた。ペドリニは別に請はれた譯ではなかつたが、友人に罪が及ぶのを恐れて、勤務先に居た役人達の面前に罷り出で、この文書は全く彼一人の手によつて成つたものであることを明言した。かくてリバはその示教師と共に無事歸還を許された。今は總べての憤激はこの憐れなるペドリニ一人の上に注がれることとなつた。⁽¹⁾

硃批文書第七と右のトーマの傳へとから察すると、康熙帝は新たに中國に傳達された法皇勅書 Ex illa die はペドリニが法皇を誘つて發布せしめたものであると考へた居たやうである。それは勿論耶穌會士や廷臣の刺戟も與つて力があつたであらうが、先に紅票に對する署名をペドリニが拒絶したこと、及び一七一五年十一月、法皇書翰到來の有無に就いて、皇帝より餘りにもしつこく質問されたペドリニが、その煩に耐へずして、終に法皇の書翰は未だ得ないけれども、近時法皇より支那關係の事務管理を委されて居る一大人の書を得たとして、典禮を否認する一僞文書を上奏⁽²⁾ (トーマの文中に皇帝が宦官をして持つて來させたとあるものがそれ) して居たことも強い原因となつたものと思ふ。

康熙帝のペドリニに對する愛顧はこの事件を契機として冷却の一途をたどつた。十一月十六日（陽曆）には役人が北堂に來つて彼を訊問したが、續いて皇帝は趙昌を遣して、宣教師達が羅馬に送るために書いた典禮に關する文書に誓言を加へて署名するやうペドリニに命ぜしめた。ペドリニはそれが先に法皇に呈した自

己の意見と背馳するものであることを知つたので、自分の誓言する部分だけを集めて一文書を作り、これに署名した。彼の態度に激怒した皇帝は、同夜全西洋人を宮中に集め、ペドリニに向つて何故求められた文書に對する署名を拒んだかを詰問した。かくてペドリニはやむを得ずもとの文書に署名することを約し、翌日それを實行した。¹⁹ 以後三年間程は、なほペドリニは皇帝の信用を失つたとは言へ、未だ拘禁された譯でもなく、時には樂器の製作などによつて帝の讚辭を受けるやうなこともあつたのであるが²⁰、一七一〇年二月八日（康熙五十九年一月一日）、彼が朝賀しなかつたことを理由として皇帝は彼を捕縛せしめたのであつた。

而して二度目の法皇使節メツツ・バルバ（Mezzabarba）が支那に來るに及び²¹、皇帝のペドリニに對する信
用は益々乏しくなり、後例の嘉樂來朝日記即ち Journal des Mandarins に署名を求められた際、ペドリニは自分はメツツ・バルバが皇帝に拜謁した席に同坐しなかつたと云ふ理由で拒絕したところが、皇帝は大いに怒り、一七二一年二月二十日、役人をしてペドリニを鞭うたしめ、縛つて宮殿外に連れ去らしめた。翌日鎖でつないだ彼を引來たらしめ、「ペドリニは悪人にして下賤の民より出でたり、云々」と云ふ文章を彼をして拉典語に翻譯せしめた。翻譯が終るとメツツ・バルバ以下の西洋人の面前でこれをペドリニに讀ましめた後、彼を投獄したと傳へられて居るが、

德立格乃無知光棍之類小人、昨日不寫名字、甚屬犯中國之罪人、即爾在御前面諭之際、每每關係自己之事、卽推開叫別人傳說、此等姦人中國少見、看此光景、恐有帶信去、又是一件、令教王疑惑難辯、嚴憲之事、朕已保全、令爾體面、今只得要嚴憲、完此犯中國之罪、大約西洋之教、不可行於中國、不如不行、諸事平穩、亦無爭競、良法莫過於此。

といふ「康熙與羅馬使節關係文書」第十二は、皇帝がペドリニをして拉典語に翻譯せしめたと云ふ文書そのものに違ひない。して見ればこの第十二文書は一七二一年二月二十一日（康熙六十年一月二十五日）の製作にかかるものとすべしであらう。陳垣氏は本文書の製作年代を康熙五十九年として居るが、不幸にしてこの場合も亦當らなかつたのである。⁽²³⁾

なほペドリニは後雍正帝即位するに及んで再び自由の身となるを得たが、特に皇帝の寵愛を蒙ることあるべく、一七四六（乾隆十一）年北京に於いてその波瀾多き一生を終へたと云ふ。（未完）

註

- 1 この章は玉井是博氏「典禮問題に關する漢文の二資料」（「市村博士古稀記念東洋史論叢」所收）と重複するところが少くないことを
齎ひて置く。
- 2 Thomas, A.; *Histoire de la Mission de Pekin*, T.I, pp. 220-3
- 3 第四章「康熙帝と多羅使節」參照。
- 4 Devine, W.; *The Four Churches of Peking*, p. 71.
- 5 「律呂正義と德理格」（『東洋音樂研究』第一卷第三號）
- 6 Thomas; *Ibid.*, p. 234.
- 7 Thomas; *Ibid.*, pp. 235-6.
- 8 「律呂正義と德理格」參照。
- 9 「康熙與羅馬使節關係文書」影印本。
- 10 Thomas; *Ibid.*, pp. 238-9.
- 11 Thomas; *Ibid.*, p. 239.
- 12 「律呂正義」の書誌學的考察は不充分ではあるが前掲の拙稿に於いて行つたつもりである。

本文書を修正した正式文書の存在に就いては未だ公表されて居ないが、ヴァチカンの文庫には恐らく残つて居るものと思ふ。

Morant, G. S. de; *L'Épopée des Jésuites français en Chine (1584-1928)*, p. 154.

玉井氏前掲論文参照。

なほこの勅文の佛蘭西譯は Morant, ibid., に掲載されて居る。

Thomas, Ibid., pp. 261-2.

Thomas, Ibid., pp. 230-4.

Thomas, Ibid., pp. 263-4.

「律呂正義と德理格」参照。

第六章「康熙帝と嘉樂使節」参照。

「嘉樂來朝日記」とは陳垣氏が「康熙與羅馬使節關係文書」第十三を呼ぶ名稱である。これはマッサバーレ北京到着後の動靜を傳へる極めて詳細な記録である。康熙帝は廷臣に命じて該使節との交渉を細かに記し置き、全西洋人の署名を得てその謬りなきを保せんとしたのである。なほ西洋人側の傳へでは該記録は *Journal des Mandarins* 云々にて居る。これが「嘉樂來朝日記」に相當するのであることを看破されたのは玉井氏である。記してその炯眼に敬意を表す。

陳垣氏が五十九年と定めたのは「嘉樂來朝日記」は康熙五十九年十二月二十四日までの記事を載せて居るから、その後に作られたに違ひない第十二文書は、同じく五十九年のものとすべしと云ふ點に基づく。